

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意を除く）

整理 番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	ノズルチップ①ほか1点（平野工場）買入	019産業用 機器	平野工場	JFEエンジニアリング (株)	810,000	平成29年5月12日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
2	スプレーノズル（平野工場）買入	019産業用 機器	平野工場	倉敷紡績(株)	864,000	平成29年5月23日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
3	じん芥クレーンバケット（西淀工場）買入	019産業用 機器	西淀工場	(株)福島製作所	19,116,000	平成29年6月7日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
4	下部火格子台ほか25点（鶴見工場）買入	019産業用 機器	鶴見工場	日立造船(株)	23,706,000	平成29年6月9日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
5	ろ過式集じん装置用ろ布（西淀工場）買入	019産業用 機器	西淀工場	(株)タクマ	44,662,320	平成29年6月16日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
6	炉用部品（西淀工場）買入	019産業用 機器	西淀工場	(株)タクマ	24,300,000	平成29年6月16日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
7	尿素噴霧ノズル用混合部ほか1点買入	019産業用 機器	西淀工場	(株)タクマ	1,045,440	平成29年6月16日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

ノズルチップ①ほか1点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するノズルチップ①ほか1点はJ F Eエンジニアリング（株）製の炉内水噴霧ノズル及びアンモニア水噴霧ノズルの一構成部品であって、J F Eエンジニアリング（株）と（株）共立合金製作所により設計された特注品である。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、（株）共立合金製作所製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

ノズルチップ①ほか1点はJ F Eエンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 事業担当

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

スプレーノズル（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

（１）製品指定理由

今回購入するスプレーノズルは倉敷紡績（株）製の湿式有害ガス除去装置の主要構成部品であって、倉敷紡績（株）とBETE社により設計された特注品である。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、BETE社製の製品を指定するものである。

（２）業者選定理由

スプレーノズルは、倉敷紡績（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 事業担当

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
（電話番号06-6707-3753）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

じん芥クレーンバケット（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株） 福島製作所

3 随意契約理由

（1） 製品指定理由

今回買入するじん芥クレーンバケットは、一般廃棄物の処理において焼却炉にごみを供給するためのもので（株）福島製作所で製作され、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能であるため、（株）福島製作所の製品を指定するものである。

（2） 業者選定理由

本製品は、（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西淀工場 （電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

下部火格子台ほか25点（鶴見工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する下部火格子台ほか25点は、日立造船（株）製の鶴見工場焼却設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船株式会社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

鶴見工場 （電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するろ過式集じん装置用ろ布は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

炉用部品（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する炉用部品は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

尿素噴霧ノズル用混合部ほか1点買入

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する尿素噴霧ノズル用混合部ほか1点は、当工場の排ガス処理設備の中の尿素噴霧装置に使用している(株)タクマ製ノズル用の構成する部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能であるため、(株)タクマの製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、(株)タクマのみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、(株)タクマを特名するものである。

なお、直販証明書原本は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合にある。

(証明期間 平成30年3月31日まで有効)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西淀工場 (電話番号 06-6472-3000)